薬害C型肝炎訴訟NEWS

１０月１３日仙台地裁１０１号大法廷で行われた薬害Ｃ型肝炎の仙台訴訟を傍聴しました。この裁判は、全国各地（福岡、大阪、東京、名古屋、仙台）の裁判所で証拠調べを分担して行われています。１０月１３日の仙台地裁で行われた証人尋問では、原告側の証人である仙台の肝臓専門医によって、Ｃ型肝炎の病状の経過、治療の困難性などが証言されました。

証人尋問証人は、肝臓医療の専門医としての立場から主に治療の実態について証言し、Ｃ型肝炎の原因療法であるインターフェロン投与治療によって根治につながる患者が一部であり、その他の患者は対症療法を続けるしかなく根治しない病気であること、またインターフェロン投与による治療によってＣ型肝炎患者が直面する治療費の問題や、社会生活を送ることが困難になるとの問題を指摘しました。特に慢性肝炎から肝臓癌にまで進行すると、Ｃ型肝炎がウイルス性の疾患であることから、外科手術をしてもすぐに肝臓の中に別の癌の病巣が育ってしまう可能性があることなど、重篤な病気であることを強調されました。

　また、医療現場で多くのＣ型肝炎患者の治療にあたっている医師の立場からＣ型肝炎患者が抱える経済的問題や、社会的差別についても言及されました。

裁判期日の延期証人尋問は、原告側が予定していた質問だけで淡々と進行され、ほぼ事前に示された意見書に沿ったものでしたが、被告の国側の弁護団は次回期日を決定する際に、意見書の内容を逸脱した証言があるとして、次回１２月とされていた裁判期日の延期を要求しました。今回の薬害Ｃ型肝炎訴訟については原告側の弁護団は特に患者の利益の為に一刻も早い解決を望んでいたため、準備期間は２ヶ月で十分と反論し、次回の期日について予定通り１２月中に行いたい原告側と時間を稼ぎたい被告側の間で激しい応酬がありました。

次回、反対尋問以上のような経過を経て次回の期日は来年の１月２６日になりました。今回原告側の証人となった肝臓専門医に対して、国と製薬会社からの厳しい質問が予想されます。原告側弁護団も、今回のように淡々とした進行ではなく激しい議論が行われることになると考えています。特にこの裁判では、国側がＣ型肝炎の重篤性を認めようとしないという点が争点の一つとなっており、次回期日がこの裁判での証拠調べのヤマといえます。

傍聴席からの声

●この訴訟について知り、傍聴して痛感したのは、これだけの事件が起こっていることが十分浸透していないと言う現実です。でも薬害の構造の問題は、「我が事」なのだということが、もっと理解される必要があるのではないでしょうか。

●原告側の証人として証言された肝臓専門医の方が、自らも過去に血液製剤がウイルスがに汚染されていると知らずに患者に使用した経験があることを証言されました。この血液製剤が広く一般に使用されており原告だけではなく感染しているのにそれと知らずに生活している人が多くいるだろうことを示唆する発言だったと感じました。

●最初はなんとなく参加していたのですが、原告の方の生の声や、弁護士の方のこの訴訟に対する思いを聞いて、勉強にもなったし、本当に心から勝って欲しいと思うようになりました。

次回期日は来年1月26日です